

# 空き家解体ローン

令和4年4月1日現在

商 品 名	空き家解体ローン									
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定継続した収入がある 20 歳以上の方で、一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方</li> <li>申込日時点または貸付実行日時点において、下表のいずれかの条件を満たす方は、融資利率が低廉なリピートプランをご利用いただけます</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象ローン</th> <th>条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン</td> <td>利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>すべての基金保証付カードローン ※学資ローン当貸、教育カード当貸および新教育カードローンは含まない。</td> <td>次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(リピートプランの貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)</td> </tr> </tbody> </table>		対象ローン	条 件	a	すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内	b	すべての基金保証付カードローン ※学資ローン当貸、教育カード当貸および新教育カードローンは含まない。	次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(リピートプランの貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)
	対象ローン	条 件								
a	すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内								
b	すべての基金保証付カードローン ※学資ローン当貸、教育カード当貸および新教育カードローンは含まない。	次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(リピートプランの貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)								
資金使途	<p>申込人またはその親族が所有する建物にかかる次の資金</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>空き家解体費用およびそれに伴う諸費用(滅失登記費用等を含む)</li> <li>申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</li> </ol> <p>【対象となる物件についての留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業専用で使用していた建物は対象外となります</li> <li>対象建物に抵当権等の設定がある場合は、抵当権者の了承および抹消への協力を得られること等が条件となります</li> </ul>									
ご融資限度額	500万円以内(1万円単位)									
ご利用期間	3ヶ月以上 10年以内									
ご融資利率	通常 年3.9%(保証料込) リピートプラン適用の場合 年3.8%(保証料込)									
ご返済方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>毎月元金均等または元利均等割賦返済とし、ボーナス併用による返済も可能です 但し、ボーナス返済分は、ご融資金額の50%以内とし、6ヶ月毎の間隔とします</li> <li>元金返済の据置は6ヶ月以内です</li> </ol>									
保証人・担保	原則として不要です									

# 空き家解体ローン

その他	<p>ご融資金は、工事契約先等へ振込とさせていただきます 保証金額の20%または50万円のいずれか大きい額までは、金庫の判断で振込をしなくても可とします</p> <p>留意事項 次のいずれかに該当するものは、空き家解体ローンの対象になりません</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業</li><li>・支払済資金</li></ul>
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。</li><li>・紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li></ul>